

令和4年度原油価格・物価高騰緊急支援金 Q & A ①

令和4年6月21日作成

1. 制度について

Q1-1 支援金の背景と目的は

A <背景>

新型コロナウイルス感染症等の影響により、多くの事業者が材料価格・燃料価格高騰によるあおりを受けています。

<目的>

材料価格等の高騰に起因するコスト増がありながら、十分に価格転嫁できない為に収益が悪化するなど、特に材料価格・燃料価格高騰による影響が大きい業種を営む市内小規模事業者・中小事業者を緊急的に支援するものです。

Q1-2 支援の内容は

A 対象事業者に対し1事業者10万円を支給します。

Q1-3 対象事業者の要件は

A 前橋市内で令和3年4月1日以前から事業を営み、①～④すべてに該当する中小企業・小規模企業者または個人事業主

①主たる事業が日本標準産業分類における大分類D建設業、E製造業、H運輸業・郵便業、I卸売業・小売業、中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業、中分類88-廃棄物処理業、自動車教習所のいずれかである
→別紙対象業種一覧（市HPに掲載）をご覧ください。

②2021年6月～2022年5月のいずれかの月の売上高または粗利益が、2019年1月～2021年5月の間の任意の同じ月の売上高または粗利益と比較して10%以上減少している

③市税の滞納がない

④暴力団及びその関係者ではない

Q1-4 中小企業・小規模企業者の定義は何か

A 下表のとおり中小企業基本法の定義によります。

| 業種分類 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|----------------------------|--------------|-------------|
| 建設業・製造業・運輸郵便業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| 洗濯・理容・美容・浴場業・廃棄物処理業・自動車教習所 | 5千万円以下 | 100人以下 |

Q1-5 NPO法人は対象か

A 対象外です。

今回対象となるのは個人事業主のほか次の法人格を有する法人です。

- ・株式会社
- ・合名会社

- ・合資会社
- ・合同会社
- ・(特例) 有限会社

参考：中小企業庁ホームページ FAQ「中小企業の定義について」Q2 中小企業基本法上の「会社」の定義を教えてください。

Q1-6 対象業種選定理由は

A 特に原油価格上昇の影響が大きい業種として運輸、クリーニング、理美容、浴場、廃棄物運搬、教習所を、特に物価高騰の影響が大きい業種として建設、製造、卸小売業を選定しました。

Q1-7 飲食・宿泊業が入っていない理由は

A 今回、コロナ～現在の原油物価高まで含め、特に傷んでいるが手当が行き届かなかった業種を選定しました。飲食店に関しては群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金で、宿泊業に関しては愛郷ぐんまプロジェクトおよび県都まえばし泊まって応援 1,000 円割引などでそれぞれ手当されているため今回は対象外としています。

Q1-8 複数の業を営んでいる場合、主たる業の判定はどうするのか

A 当事業においては、直近の決算期において、売上高または粗利益が最も多い業を主たる業とします。

Q1-9 申請業種の売上高（粗利益）が最も多いかどうか、証明が必要か

A 売上高等の割合については、証拠書類を求めません。売上高（粗利益）が最も多い業種を、主たる事業として記載してください。ただし、その他決算書の内容等から疑義が生じた場合は、個別に確認させていただきます。

Q1-10 売上・粗利減少の比較期間の設定理由は

A 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の状況と比較するため、国の対策本部が設置された2020年1月以前の概ね一年間を含めるために2019年1月以降としました。

Q1-11 売上・粗利の減少率（10%）の設定理由は

A 国の事業復活支援金においては減少率30%以上の場合、支援金上限が個人事業主30万円と設定されています。今回一事業者あたり10万円の支援であり、業種は限定しますが、国の支援が及ばない事業者を広く対象とするため、減少率を10%以上としました。

<参考：国制度の減少率>

| | |
|---------|---------------------------|
| セーフティ5号 | 5%（保証料軽減） |
| 再構築補助金 | 10%（原油・物価緊急対策枠） |
| 危機関連保証 | 15%（保証料軽減、伴走特例、100%保証）※終了 |
| セーフティ4号 | 20%（保証料軽減、伴走特例、100%保証） |
| 事業復活支援金 | 30%（支援金上限150万、30万）※終了 |
| 事業復活支援金 | 50%（支援金上限250万、50万）※終了 |

Q1-12 全体のスケジュールは

A 6月21日から広報開始し、7月11日（月）から8月31日（水）までを

受付期間とし、その間に申請されたものについて不備等なければ30日程度でお支払いする予定です。

<イメージ>

(1週目) 申請 (2週目) 審査事務 (3週目) 会計処理 (4週目) 振込

※振込日頃に決定通知兼確認通知書が届きます。

Q1-13 周知はどのようにするのか

A 市ホームページ、広報まえばし7月号、糸都メール(7/1)のほか、該当しそうな事業所あてにダイレクトメールを郵送します。

Q1-14 市からダイレクトメールが届いたので、該当業種と考えてよいか

A ダイレクトメールは、市が保有するデータから業種を絞って通知していますが、データが最新とは限らない為、現在では該当しない方の場合もあります。

また、各店舗にダイレクトメールが届いた場合でも、申請は1法人につき1回限り、10万円の支援となります。

Q1-15 先月廃業したが、支援金申請できるか

A 申請時点で既に廃業されている方は対象外です

Q1-16 申請の方法は

A Eメール、または郵送で受け付けます。

Eメールアドレス: genyu@city.maebashi.gunma.jp

郵送先: 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所12階
産業政策課内 前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金センター

Q1-17 「前橋市で令和3年4月1日以前から事業を営むもの」について、開業届における開業日が令和3年4月1日以前であれば問題ないか。

A 問題ありません。ただし、事業実態がない場合は申請できません。

Q1-18 個人事業主として事業を行っており、最近(令和3年4月2日以降)法人化した。申請は可能か。

A 個人事業主として行っていた事業内容と法人化後の事業内容が一致していれば申請可能です。事業が継続していることがわかる書類を提出してください。

Q1-19 支援金は申請すれば必ず交付されるのか

A 必要書類等に不備がなく、対象者としての要件を満たしていれば交付されます。

Q1-20 申請は先着順か

A 先着順ではありません。令和4年8月31日(水)までに申請してください。